

統計数理研究所統計科学技術センター大規模計算システム利用細則 **(抜粋)**

統計科学技術センター長裁定

制定 平成 25 年 9 月 5 日

改正 平成 26 年 3 月 14 日

(利用負担金)

第 3 条 利用負担金の額は、別表によるものとする。

2 利用者は、利用が複数月にまたがる場合であっても、原則として利用負担金は 1 ヶ月ごとに精算するものとする。

3 利用者は、利用負担金については、振込依頼書を受領後、指定された振込期限内に当該金額を指定の口座に振り込まなければならない。

4 前項の振り込みが行われない場合は、利用許可を取り消すものとする。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、利用負担金に関し必要な事項はセンター長が定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 9 月 5 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 14 日から実施する。

別表 (第 3 条関係)

区分	内容	利用負担金 円
演算	1 ノード (2 CPU) 1 時間単価	15 円